

# 山下公園インド水塔改修工事に伴う設計業務委託 公募型特別簡易プロポーザル実施要項

## 目次

<b>【Ⅰ 一般事項】</b>	…P1
1 件名	
2 はじめに	
3 本実施要項の扱い	
4 プロポーザル実施方法の概要	
5 業務委託契約の締結について	
6 事務局	
<b>【Ⅱ プロポーザルの手続きについて】</b>	…P4
1 参加意向申出書(様式1)の提出	
2 提案資格	
3 提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付	
4 質問書(要項様式1)の提出	
5 質問への回答書の交付	
6 提案書の提出	
7 選定結果通知書の交付	
8 無効となる提案書	
9 その他	
<b>【Ⅲ 提案書の内容】</b>	…P8
1 提案項目	
2 提案書作成上の計画条件	
<b>【Ⅳ 提案書評価基準】</b>	…P10
1 評価項目及び配点等	
2 評価基準等	
3 設計業務実績	
<b>【Ⅴ 提案書作成にあたっての留意事項】</b>	…P11
1 表紙(様式5)	
2 業務体制等、提案項目(要項様式2)	
3 設計業務実績(要項様式4)	
4 その他	
<b>【別添】</b>	
1 横浜市建築局建築設計委託業務特記仕様書	
2 参考資料	
02-1_参考資料(調査報告書)	
3 様式類	
参加意向申出書(様式1)	
設計業務実績(要項様式4)	
質問書(要項様式1)	
提案書 表紙(様式5)	
業務体制等、提案項目(要項様式2)	

## 【I 一般事項】

### 1 件名

山下公園インド水塔改修工事に伴う設計業務委託

### 2 はじめに

インド水塔は、昭和14年に横浜印度商組合から横浜市へ寄贈された建物です。インド建築やイスラーム建築のモチーフを取り入れた建物は、横浜の近代建築の遺構であり、山下公園の造形物として、景観上重要な存在となっています。

現在、建物の老朽化が進んでいるほか、近年の台風で屋根の一部が破損している状況です。

そのため、本事業では、劣化部分の補修及び復元を行います。

本プロポーザルは、この設計業務を行う設計者を選定するために実施します。

### 3 本実施要項の扱い

本委託の受託候補者を特定するための手続き等は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱のほか、本実施要項によります。

### 4 プロポーザル実施方法の概要

#### (1) 選定方法

本委託の受託候補者の特定にあたっては、公募により設計対象に関する発想・解決方法などの提案を受け、設計者を選定する公募型特別簡易プロポーザル方式により行います。

提案に対する審査は、書類審査により実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点者として、それぞれ1者特定します。（以下「受託候補者等」）

なお、プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではありません。

#### (2) 受託候補者等の特定に係る委員会等

受託候補者等の特定に関することは、下記の選定委員会で決定します。また、プロポーザルの評価は下記の評価委員会で行います。

建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員

建築局公共建築部長（委員長）

建築局総務部総務課長

建築局住宅部住宅政策課長

建築局公共建築部営繕企画課長

建築局公共建築部保全推進課の課長

建築局公共建築部施設整備課長

建築局公共建築部学校整備課長

建築局公共建築部電気設備課長

建築局公共建築部機械設備課長

建築局総務部総務課庶務係長

財政局契約部契約第二課長

山下公園インド水塔改修工事に伴う設計業務委託に係るプロポーザル評価委員会委員

建築局公共建築部学校整備課長（委員長）

建築局公共建築部保全推進課保全管理担当課長（副委員長）

建築局公共建築部電気設備課担当係長

建築局公共建築部施設整備課担当係長

建築局公共建築部施設整備課担当

(3) スケジュール及び提出書類等  
実施の公表

令和3年5月18日(火)



参加意向申出書(様式1)の提出

令和3年5月25日(火) 正午(12時00分) (必着)

【提出書類】…各1部

- ・参加意向申出書(様式1)
- ・設計業務実績(要項様式4)
- ・設計業務実績が確認できる書類の写し  
(確認申請書あるいは計画通知書、設計契約書、図面等の写しなど、企業又は管理技術者個人の当該業務の実績が確認できる書類)



提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

全者に対し提案資格確認結果通知書を交付します。  
また、提案資格があると認めた者に対しプロポーザル関係書類提出要請書を交付します。  
令和3年5月28日(金)



質問書(要項様式1)の提出(※ 質問がある場合)

令和3年6月1日(火) 正午(12時00分) (必着)

【提出書類】1部

- ・質問書(要項様式1)



質問への回答書の交付

令和3年6月4日(金)



提案書の提出

令和3年6月10日(木) 正午(12時00分) (必着)

【提出書類】…各1部

- ・表紙(様式5)
- ・業務体制等、提案項目(要項様式2)

↓ 審査

選定結果通知書の交付

提案書を提出した全者に対し交付します。  
令和3年6月下旬頃

## 5 業務委託契約の締結について

受託候補者とは、下記について(3)に示す概算予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。何らかの事由により、受託候補者と契約に至らなかった場合には、次点者と業務委託契約を締結します。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

- (1) 今回の業務委託契約名  
山下公園インド水塔改修工事に伴う設計業務委託
- (2) 今回の業務委託契約における内容、成果品、条件・仕様等  
別添「横浜市建築局建築設計委託業務特記仕様書」のとおり
- (3) 今回の業務委託契約の概算予定価格の上限（ドーム調査費を含む）  
約5,000千円（税込）
- (4) 担当部課  
建築局公共建築部施設整備課

### (5) 一連の業務委託契約について

山下公園インド水塔の改修に関する一連の業務として、下記の委託契約を予定しています。

また、各業務委託契約は、予算の成立が前提となり、本市による施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合があります。

ア 実施設計	令和3年6月頃	から	令和4年1月31日まで（今回）
イ 工事監理	令和4年6月頃	から	令和4年12月頃まで（予定）

## 6 事務局

横浜市建築局公共建築部営繕企画課

担当：高松、岡崎

場所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 24階

電話：045-671-2916

電子メール：kc-proposal@city.yokohama.jp

## 【Ⅱ プロポーザルの手続きについて】

### 1 参加意向申出書(様式1)の提出

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「2 提案資格」を確認の上、下記のとおり書類を提出して下さい。様式は下記URLでダウンロードすることができます。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sekkei/kenchiku/indositou.html>

#### (1) 提出期限

令和3年5月25日(火) 正午(12時00分) (必着)

#### (2) 提出書類…各1部

- ・参加意向申出書(様式1)
- ・設計業務実績(要項様式4)
- ・設計業務実績が確認できる書類の写し

(確認申請書あるいは計画通知書、設計契約書、図面等の写しなど、企業又は管理技術者個人の当該業務の実績が確認できる書類)

※書類に不備があり提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。

#### (3) 提出方法

原則、電子メールで提出して下さい。発送後に必ず提出先まで電話にて連絡して下さい。

連絡時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時15分をお願いします。

#### (4) 提出先

事務局

メール : [kc-proposal@city.yokohama.jp](mailto:kc-proposal@city.yokohama.jp)

電話番号 : 045-671-2916

### 2 提案資格

提案資格を有する者は、単体の企業とし、次の各号の全てを満たす者とします。(ただし(2)については、企業又は管理技術者個人の実績とします。)

#### (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録

参加意向申出書の提出時に横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)に登録されている者で、かつ、その内容が次の条件を全て満たすこと。

ア 「所在地区分」が「市内」で登録されていること。

イ 「規模区分」が「中小企業」で登録されていること。

ウ 「営業種目」について「901: 建築設計(監理含む)」を含み、2位以内で登録されていること。

エ 「細目」について「A: 庁舎、学校、病院等の設計」及び「G: 改修・修繕工事の設計」を含み登録されていること。

#### (2) 設計業務実績

次の条件を全て満たす、建築物の設計業務を行った実績があり、設計業務実績が確認できる書類が提出できること。(ア及びイについてはそれぞれ別の建物でも可とします。)

ア 文化財保護法に基づき、国または地方公共団体が指名した文化財(建造物)、又は横浜市認定歴史的建造物の改修工事のうち、平成23年5月18日から令和3年5月17日までの間にしゅん工したものであること。

イ 国または地方公共団体が発注した公共建築物の工事のうち、平成23年5月18日から令和3年5月17日までの間にしゅん工したものであること。(規模、工事種別は問わない。)

#### (3) 技術者配置

次の条件を全て満たす、管理技術者を配置すること。

ア 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する者

イ 提案者の組織に所属していること。

(4) 提出書類

(3) の管理技術者について、資格等が確認できる書類（原本の写し等）を提出すること。

※提出していただいた書類については、提案資格の審査のみに使用し、審査後速やかに適切な方法により破棄します。

ア 一級建築士免許証明書あるいは一級建築士免許証

イ 代表者でない場合は、提案者の組織に所属していることがわかる保険証等

※管理技術者の定義については、「横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書」及び「設計・測量等委託契約約款」（下記URL参照）を参照して下さい。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/itaku.html>

(5) その他

ア 参加意向申出書の提出期限から受託候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

オ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

カ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）

**3 提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付**

参加意向申出書を提出した者に対し、提案資格確認結果通知書を交付します。あわせて、提案資格を有すると認められた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

なお、提案資格を有すると認められなかった者に対してはその理由を提案資格確認結果通知書に記載します。

(1) 交付日

令和3年5月28日（金）

(2) 交付方法

電子メール

(3) その他

- ・提案資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出書の提出者は、書面により提案資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができます。
- ・その場合、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。
- ・本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

**4 質問書（要項様式1）の提出**

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次により質問書（要項様式1）を提出して下さい。質問内容及び回答については、提案資格を有すると認められた全員に通知します。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和3年6月1日（火） 正午（12時00分）（必着）

(2) 提出書類…1部

質問書（要項様式1）

(3) 提出方法

電子メールにword形式の質問書（要項様式1）を添付し、提出して下さい。発送後に必ず提出先まで電話にて連絡して下さい。

(4) 提出先

事務局

メール : [kc-proposal@city.yokohama.jp](mailto:kc-proposal@city.yokohama.jp)

電話番号 : 045-671-2916

## 5 質問への回答書の交付

- (1) 交付日  
令和3年6月4日(金)
- (2) 交付方法  
電子メール

## 6 提案書の提出

- (1) 提出期限  
令和3年6月10日(木) 正午(12時00分) (必着)
- (2) 提出書類…各1部
  - ・表紙(様式5)
  - ・業務体制等、提案項目(要項様式2)
- (3) 提出方法
  - ・電子メールにPDF形式にした(2)の提案書一式を添付し、提出して下さい。なお、発送後に必ず提出先まで電話にて連絡して下さい。
  - ・連絡時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時15分です。
  - ・提出期限までに提出されない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 提出先  
事務局  
メール : kc-proposal@city.yokohama.jp  
電話番号 : 045-671-2916

## 7 選定結果通知書の交付

提案書を提出した全者に対し、選定結果とその理由を記載した選定結果通知書を交付します。

- (1) 交付日  
令和3年6月下旬頃
- (2) 交付方法  
電子メール
- (3) その他
  - ・特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。
  - ・その場合、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
  - ・本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 8 無効となる提案書

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部が記載されていないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。なお、虚偽の記載をした者に対し、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (5) 【I 一般事項】4(2)に示す委員と接触があった者の提案書

## 9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- (3) 契約にあたっては、契約書の作成を要します。
- (4) 提案書の取扱い
  - ・提案書は、受託候補者等の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
  - ・提案書は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
  - ・提案書は、受託候補者等の特定を行うために、必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
  - ・提案書の作成のために本市から提供した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
  - ・提案書は、受託候補者等の決定後、今後の業務の参考に資するため、本プロポーザルの提案者のうち希望者に対し、一定の期間、閲覧に供します。また、特定された提案書は、ホームページ等で公開します。
- (5) 当該業務を受託した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事等の入札に参加し、又は当該工事等を請負うことはできません。



### 【Ⅲ 提案書の内容】

本プロポーザルにおいて、提案書に求める内容は以下のとおりです。作成にあたっては、【Ⅴ 提案書作成にあたっての留意事項】を参照してください。

なお、提案書の作成にあたり、当該建物の見学会は行いません。

#### 1 提案項目

「2 提案書作成上の計画条件」を前提とし、コスト縮減、施設の長寿命化に配慮しながら、下記の項目について提案してください。

##### (1) 既存建物を忠実に復元することに重点をおいた、調査・補修復元方法の考え方についての提案

- ア 設計時における適切な調査の方法
- イ 適切な記録保存や部材の劣化具合に応じた補修復元の考え方
- ウ 補修復元における、バランスの取れたコスト管理

##### (2) 業務の成果物等の品質確保、業務の進め方と取組体制について

- ア 成果物等（報告書及び図面、積算関係書類等）の品質向上を図るための方法
- イ スケジュールの組立て方や管理方法、工事監理体制などの業務の進め方
- ウ 関係者間の連携等をどう行うかなどの取組体制についての提案

#### 2 提案書作成上の計画条件

提案書を作成するにあたり、次のとおり計画条件を設定します。

なお、計画条件は、契約後の設計委託業務の与条件とは異なる場合があります、設計委託業務は、提案書の内容にかかわらず、契約後に提示する与条件に基づき行います。

##### (1) 計画意図

インド水塔は、昭和14年に横浜印度商組合から横浜市へ寄贈された建物です。

インド建築やイスラーム建築のモチーフを取り入れた建物は、横浜の近代建築の遺構であり、山下公園の造形物として、景観上重要な存在となっています。

現在、建物の老朽化が進んでいるほか、近年の台風で屋根の一部が破損している状況です。

本事業では、未調査であるドーム内の調査を実施したうえで、劣化部分の補修及び復元を行います。

##### (2) 復元建物概要

- ア 施設名                   インド水塔（横浜市認定歴史的建造物）
- イ 所在地                   中区山下町279 山下公園内
- ウ 構造・規模               鉄筋コンクリート造平屋
- エ 仕様                     外壁：腰部は万成御影石張り、上部は擬石張り  
屋根：人造石研出仕上げ、ドームは銅板葺き
- オ 建築面積                 9.6 m<sup>2</sup>
- カ 建築年                   昭和14年（1939年）

### (3) 劣化状況

詳細は、別紙参考資料を参照してください。

なお、ドーム内の調査は実施していないため、本委託で内部の架構及び劣化状況の調査を予定しております。

調査としては、以下を予定しております。

ア 劣化調査（目視・打診）及び部材断面寸法測定

イ レーダー探査（ドーム部分は鉄骨造の可能性があり、下地調査が必要なため）

ウ 内部調査（ファイバースコープによる調査）

エ 開口処理（鋼板欠損部より開口を開け、復旧及び防水処理を含む）

### 3 設計業務実績

次の条件を全て満たす設計業務実績について、記入例を参考に最大5業務まで記載してください。また、実績のわかる資料を添付してください。

- (1) 企業又は管理技術者個人の設計業務（工事監理業務を除く）実績であること。
- (2) 文化財保護法に基づき、国または地方公共団体が指名した文化財（建造物）、又は横浜市認定歴史的建造物の改修工事であること。
- (3) 平成23年5月18日から令和3年5月17日までの間にしゅん工していること。

## 【IV 提案書評価基準】

提案書の評価は、以下のとおり行います。

### 1 評価項目及び配点等

#### 評価合計及び配点（計33点満点）

##### 【Ⅲ 提案書の内容】 1 提案項目

(1) 既存建物を忠実に復元することに重点をおいた、調査・補修復元方法の考え方についての提案（20点）

- ア 設計時における適切な調査の方法
- イ 適切な記録保存や部材の劣化具合に応じた補修復元の考え方
- ウ 補修復元における、バランスの取れたコスト管理

(2) 業務の成果物等の品質確保、業務の進め方と取組体制について（10点）

- ア 成果物等（報告書及び図面、積算関係書類等）の品質向上を図るための方法
- イ スケジュールの組立て方や管理方法、工事監理体制などの業務の進め方
- ウ 関係者間の連携等をどう行うかなどの取組体制についての提案

##### 【Ⅲ 提案書の内容】 3 設計業務実績

2 (2) アに該当する歴史的建造物に関する業務実績の件数（3点）

### 合計点（33点満点）により、受託候補者を特定します。

### 2 評価基準等

#### 【Ⅲ 提案書の内容】 1 提案項目 の評価基準等

評価については各項目ごとに5段階で行います。評価基準及び評価配点は下記のとおりです。

- ◎：特に優れている（配点×4/4）
- ：優れている（配点×3/4）
- ：普通（配点×2/4）
- △：やや不十分（配点×1/4）
- ▲：不十分（配点×0/4）

#### 【Ⅲ 提案書の内容】 3 設計業務実績 の評価基準等

設計業務実績の評価基準及び評価配点は下記のとおりです。

- 設計業務実績が4件以上ある 評価点3
- 設計業務実績が3件ある 評価点2
- 設計業務実績が2件ある 評価点1

### 3 設計業務実績

評価が同点となった場合は、「業務体制等、提案項目（要項様式2）」の「業務体制等」の内容についても加味しながら、評価委員会に出席した委員の過半数の賛成により決定します。賛成同数の場合は、委員長の決するところによります。

## 【V 提案書作成にあたっての留意事項】

---

提案書の作成にあたっては、以下の点に留意して下さい。

### 1 表紙（様式5）

- (1) 所定の様式に基づき作成して下さい。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A4判縦1枚とし、1部提出して下さい。

### 2 業務体制等、提案項目（要項様式2）

- (1) 所定の様式に基づき、記入例を参考に作成して下さい。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A4判縦1枚とし、1部提出して下さい。
- (3) 罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白を10ミリメートル以上とって下さい。
- (4) 「提案項目」は文章による表現とし、写真やイメージ図等の使用は不可とします。  
使用できる文字数は、合計1,200文字以内とします。なお、文字数には、既に要項様式2に記載されている表題等や空欄を除き、半角の英数字や句読点も1文字として算入します。
- (5) 「提案項目」の文字は11ポイント程度以上の大きさとして下さい。
- (6) 「提案項目」には、事務所名が分かるような記入はしないで下さい。事務所名が分かるような記載がされている場合は、事務局にて当該部分を黒塗りします。
- (7) 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見やすさに配慮して下さい。

### 3 設計業務実績（要項様式4）

- (1) 所定の様式に基づき、作成して下さい。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A4判縦1～3枚とし、1部提出して下さい。
- (3) 罫線枠等は拡大・縮小・追加してもかまいませんが、外周に余白を10ミリメートル以上とって下さい。
- (4) 業務概要は、可能な限り詳細に記述して下さい。
- (5) 該当がない場合は、「該当なし」と記入して下さい。
- (6) 設計業務実績が確認できる書類の写し（確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証等）を添付して下さい。
- (7) 設計業務実績のうち、2（2）アに該当するものについては、最大5件まで記入してください。

【Ⅲ 提案書の内容】 3 設計業務実績の評価で使用します。

### 4 その他

- (1) 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- (2) 所定の様式以外の書類については受理しません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 留意事項に適合しないものは、一部無効となる場合があります。